

【要保存】

令和5年4月7日

保護者 各位

高松市立仏生山小学校
校長 渡邊 弘明
(公 印 省 略)

警報発令による臨時休業等について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。
本校では、児童の登下校の安全確保のため、警報発令時には下記のような対応を取ることにいたしました。ご一読いただき、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
なお、このお知らせ用紙は1年間大切に保存するようお願いいたします。

記

- 午前7時の時点で、**大雨、洪水、暴風、大雪**など、いずれかの警報が発令されている場合は、**臨時休業**とします。家庭で安全に気を付けて、有意義に過ごさせてください。
- 学校にいる間に、警報発令など児童に危険が及ぶ可能性があると判断した場合は、授業を中止し、安全指導をした上で帰宅させる場合と、学校での引き渡しをお願いする場合があります。いずれにしても、PTAメールで連絡いたします。
- 児童引き渡しの際のお願い
 - 車は南門から進入し、運動場に駐車してください。運動場内はバックネット方向に進み、校舎に向かって時計回りで移動してください。
 - 児童の引き渡し場所は、原則として**各教室**です。
 - お帰りの際、プールの上では**左折のみ**でお願いします。
 - 「しばらく迎えに行けない」「代理の方に依頼する」場合は、必ず学校へご連絡ください。
 - もまいっ子教室の児童は、もまいっ子教室での待機となります。引き渡しを行う場合は閉室になりますので、できるだけ早くもまいっ子教室までお迎えに来てください。

4 給食について

高松市教育委員会の指導に従いながら、原則として以下のように対応しますのでよろしく願いいたします。

時刻と警報	授 業	給 食
前日に、警報が発令され、給食の実施が極めて困難と予想される場合	午前7時の警報の有無で決定 (※1参照)	前日に市教委が中止を決定 (別途連絡)
※1(警報が解除されない場合) 午前7時に上記の警報が出ている場合	臨 時 休 業	中 止

※ 午前7時に警報が発令されておらず、その後に発令された場合は物資が納入され調理も開始しています。やむを得ず給食が食べられない状況になっても、給食費は徴収となります。ご理解をお願い致します。

このおたよりは、仏生山小学校のホームページにも掲載しています。